

第2部 障がい者福祉計画 第1章 新旧対照表

資料3

改正後	改正前
<p>第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実</p> <p>事業推進の考え方</p>	<p>第1章 いつまでも元気いっぱいのハートフルタウン</p> <p>～ 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実</p> <p>事業推進の考え方</p>
<p>障がい者が、生涯を通じて心身ともに健康で豊かに地域で暮らしていくためには、障がい者の生活ニーズを基本として、関係機関等が連携し、生活の各場面における支援を効果的に行うことが重要です。</p> <p>保健分野における母子保健事業や健康増進事業は、疾病や障がいの発生予防や早期発見の機会として重要です。また、障がいによる身体的、精神的な負担がさらなる障がいの重度化を招き、二次障がい引き起こされる場合があるため、健康の保持・増進には特別な配慮が必要です。</p> <p>近年、自殺が増加しており、その背景には多様かつ複合的要因が関連するものの、特に、うつ病等の精神疾患が関連することが多くなっていることから、心の健康への適切な支援を行う取り組みが重要です。</p> <p>医療分野では、平成27年に生駒市立病院が開院されることにより、二次救急医療や小児二次医療の充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されます。</p> <p>また、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携の充実も必要となります。</p> <p>療育・教育においては、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえて、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対し、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていく</p>	<p>障がい者が、生涯を通じて安心して地域で暮らしていくためには、障がい者の生活ニーズを基本として、関係機関等が連携し、生活の各場面における支援を効果的に行うことが重要です。</p> <p>保健分野における母子保健事業や健康増進事業は、疾病や障がいの発生予防や早期発見の機会として重要です。また、障がいによる身体的、精神的な負担がさらなる障がいの重度化を招き、二次障がい引き起こされる場合があるため、健康の保持・増進には特別な配慮が必要です。</p> <p>近年、自殺が増加しており、その背景には多様かつ複合的要因が関連するものの、特に、うつ病等の精神疾患が関連することが多くなっていることから、心の健康への適切な支援を行う取り組みが重要です。</p> <p>医療分野では、平成26年度に生駒市立病院が開院されることにより、二次救急医療や小児二次救急医療の充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されます。</p> <p>また、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療との連携も今後さらに必要となります。</p> <p>療育・教育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた継続的な支援をしていくことが重要となります。</p>

離乳食講習会」等の教室や「各種育児相談」「個別発達相談」等の相談事業を通じて、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

■妊婦、乳幼児健康診査

妊娠中に必要な健康診査に要する費用の補助を行い、すべての妊婦が安心・安全に出産を迎えられるよう支援します。

すべての乳幼児が身体的、精神的、社会的に最適な発達を遂げること、また、より健康な生活を保持増進することを目的として、市内の指定医療機関やセラビーいこまで、乳幼児健康診査を実施します。その結果、精密な診査や経過観察が必要な乳幼児に対しては精密検査や事後指導等を行います。

■健康増進事業

障がいの有無にかかわらず、疾病の予防および軽減を図り、健康の保持増進に努めることが必要です。そのため、健康増進事業として、各種検（健）診、健康教育、健康相談等の事業を実施します。

■各種検（健）診

がん、心臓病、脳血管疾患の三大生活習慣病を中心とした疾病の予防対策として、胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診および健康診査を実施し、早期発見、早期治療につなげます。また、必要な人に対して食生活や運動等に関する指導を行い、健康管理の意識高揚を図ります。

■健康教育

「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高めることを目的に、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進を図ります。

■健康相談

家庭における健康管理に資するよう、心身の健康に関する個別の相談に応じ、個人の特性を配慮しながら必要な指導及び助言を行います。

■訪問指導

健康教室や個別の保健指導等の事業を通じて、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

■乳幼児健康診査

すべての乳幼児が身体的、精神的、社会的に最適な発達を遂げること、また、より健康な生活を保持増進することを目的として、市内の指定医療機関で、乳幼児健康診査を実施します。また、その結果、精密な診査や経過観察が必要な乳幼児に対しては精密検査や事後指導等を行います。

■健康増進事業

障がいの有無にかかわらず、健康の保持増進を図ることで疾病を予防、軽減することが必要です。そのため、健康増進事業として、各種検（健）診、健康教育、健康相談等の事業を実施します。

■各種検（健）診

がん、心臓病、脳血管疾患の三大生活習慣病を中心とした疾病の予防対策として、健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診を実施し、早期発見、治療につなげます。また、必要な人に対して食生活や運動等に関する指導を行い、健康管理の意識高揚を図ります。

■健康教育

生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進を図ります。

■健康相談

家庭における健康管理に資するよう、心身の健康に関する個別の相談に応じ、個人の特性を配慮しながら必要な指導及び助言を行います。

■訪問指導

に努めます。

また、休日・夜間診療や訪問診療・訪問看護の充実、市立病院の開院による二次医療の充実等、地域医療体制の整備に努めます。

■市立病院の開院

平成27年に生駒市立病院が開院されることにより、二次救急医療や小児二次医療の充実を図ります。また大規模災害時には、傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えるとともに、民間医療機関での対応が困難になった場合でも、人工透析者の受け入れも可能な機能を有する計画となっています。

また、退院後も継続して医療や介護、福祉サービス等を必要とする障がい者や高齢者等が、退院後の在宅生活をスムーズに送れるよう、かかりつけ医との連携を含めた地域完結型の医療を目指し、周辺の地域医療機関との病診連携や病病連携を推進します。

■心身障がい者（児） 歯科診療

一般の歯科診療所で治療の困難な心身障がい者（児）に対し、奈良県心身障害者歯科衛生診療所において必要な治療を行います。

■在宅重度身体障がい者訪問診査

在宅で寝たきり状態にあり、医療機関に出向くことが困難な障がい者に対して、医師等が訪問して診査又は助言、指導を行います。

■訪問看護

重度身体障がい者等、在宅において寝たきりやそれに準ずる状態にある人に対して、主治医の指示に基づき看護師等が家庭訪問する看護サービスと連携を図ります。

■自立支援医療費の給付

自立支援医療として共通の制度のもとに、更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療を実施しています。障がいの軽減、自立促進、社会参加の向上に向けて、自立支援医療の普及啓発を図るとともに、その適切な運用に努めます。

・更生医療

また、休日・夜間診療や訪問診査・訪問看護の充実、市立病院の開院による二次医療の充実等、地域医療体制の整備に努めます。

■市立病院の開院

平成26年度に生駒市立病院が開院されることにより、二次救急医療や小児二次救急医療の充実を図ります。また大規模災害時には、傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えるとともに、民間医療機関が機能不全に陥った場合に人工透析者の受け入れ可能な機能も有する予定です。

また、退院後も継続して医療や介護、福祉サービス等を必要とする障がい者や高齢者等が、退院後の在宅生活をスムーズに送れるよう、かかりつけ医との連携や地域連携室等を設置し、障がい者生活支援センターや地域包括支援センター等の相談機関や地域の関係機関と連携して支援を行います。

■心身障がい者（児） 歯科診療

一般の歯科診療所で治療の困難な心身障がい者（児）に対し、奈良県心身障害者歯科衛生診療所において必要な治療を行います。

■在宅重度身体障がい者訪問診査

在宅で寝たきり状態にあり、医療機関に出向くことが困難な障がい者に対して、医師等が訪問して診査又は助言、指導を行います。

■訪問看護

重度身体障がい者等、在宅において寝たきりやそれに準ずる状態にある人に対して、主治医の指示に基づき、看護師等が家庭訪問し、看護サービスを行います。

■自立支援医療費の給付

自立支援医療として共通の制度のもとに、更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療を実施しています。障がいの軽減、自立促進、社会参加の向上に向けて、自立支援医療の普及啓発を図るとともに、その適切な運用に努めます。

・更生医療

18歳以上の身体障がい者に対し、その障がい部位に必要な医療を行うことにより、障がいの軽減又は機能回復を図ります。

・ **育成医療**

18歳未満で、身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療を行うことにより、障がいの軽減を図ります。

・ **精神通院医療（県事業）**

精神疾患のある者に対し、必要な医療を行うことにより、症状の改善を図ります。

■ **その他の医療費公費助成**

・ **精神障がい者医療費助成事業**

自立支援医療において、公費負担を受けている精神障がい者の通院医療費の自己負担金に対する助成を行います。

また、今後、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担金に対する助成をすすめていきます。

・ **心身障がい者（重度心身障害老人等）医療費助成制度**

身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、A1、A2の所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。

なお、他の福祉医療助成制度とともに、今後、社会保障経費が増大する中においても、より効果的で継続的な支援ができるように取り組んでいきます。

・ **難病特定疾患対策事業（県事業）**

難病患者及びその家族に対し、保健所をはじめ保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、必要に応じて、家庭訪問による相談や治療に対する公費補助も含めて、患者等の療養生活を支援します。

18歳以上の身体障がい者に対し、その障がい部位に必要な医療を行うことにより、障がいの軽減又は機能回復を図ります。

・ **育成医療（県事業）**

18歳未満で、身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療を行うことにより、障がいの軽減を図ります。

・ **精神通院医療（県事業）**

精神疾患のある者に対し、必要な医療を行うことにより、症状の改善を図ります。

■ **その他の医療費公費助成**

・ **精神障がい者医療費公費負担助成事業**

自立支援医療において、公費負担を受けている精神障がい者の通院医療費の自己負担金に対する助成を行います。

・ **心身障がい者（重度心身障害老人等）医療費助成制度**

身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、A1、A2の所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。

なお、他の福祉医療助成制度とともに、助成対象者や助成内容を見直し、今後、社会保障経費が増大する中においても、より効果的で継続的な支援ができるように取り組んでいきます。

・ **難病特定疾患対策事業（県事業）**

難病患者及びその家族に対し、保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、保健所内での来所や必要に応じて家庭訪問による相談、また、治療に対する公費補助も含めて、患者等の療養生活を支援します。

せ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

・放課後等デイサービス事業

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

■相談支援の充実

障がい児の保育、教育を総合的に進めていくためには、関係者や家庭、または地域等が一体となって、適切な役割分担のもと、保育、教育を進める環境づくりが必要です。そのため、障がいに関する悩みや不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、関係機関との連携を強化しながら総合的な療育体制を推進します。

・障がい児相談支援体制の充実

生活支援センターにおいて、発達に問題や障がいを持つ児童とその家族に対して、勉強会や交流会、子育て、療育等の相談支援を行います。また、週1回子どもが自由に遊べる場を開設し、保護者が気軽に相談できる環境整備を行っています。

また、発達障害者支援センターとも連携し、より専門的で広域的な相談支援の充実に努めます。

・家庭児童相談（こどもサポートセンターゆう）

児童に関わる問題が複雑多様化しているため、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、専門的知識・技術を有する家庭相談員による相談や指導を実施します。

・教育相談

児童生徒・保護者等を対象に、教育や子育ての悩み、また特別支援教育に関する相談への対応やカウンセリングを行います。

・就学指導

障がいのある幼児、児童、生徒の状況に応じて適正な就学ができるよう、市就学指導委員会において、保育園、幼稚園、小学校、中学校及び保護者

生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

■相談支援の充実

障がい児の保育、教育を総合的に進めていくためには、関係者や家庭、または地域等が一体となって、適切な役割分担のもと、保育、教育を進める環境づくりが必要です。そのため、障がいに関する悩みや不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、関係機関との連携を強化しながら総合的な療育体制を推進します。

・障がい児相談支援体制の充実

生活支援センターにおいて、発達に問題や障がいを持つ児童とその家族に対して、勉強会や交流会、子育て、療育等の相談支援を行います。また、週1回子どもが自由に遊べる場を開設し、保護者が気軽に相談できる環境整備を行っています。

また、発達障害者支援センターとも連携し、より専門的で広域的な相談支援の充実に努めます。

・家庭児童相談（子どもサポートセンターゆう）

児童に関わる問題が複雑多様化しているため、18歳までの児童に関するあらゆる問題について、専門的知識・技術を有する家庭相談員による相談や指導を実施します。

・教育相談

児童生徒・保護者等を対象に、教育や子育ての悩み、また特別支援教育に関する相談への対応やカウンセリングを行います。

・就学指導

障がいのある幼児、児童、生徒の状況に応じて適正な就学ができるよう、市就学指導委員会において、保育園、幼稚園、小学校、中学校及び保護者や関係機関

共に育つ」環境づくりを進めることが重要です。そのため、教職員自らが障がいについての**知識や理解**を深めるとともに、児童生徒に対しても**適切な指導**ができるよう、研修・研究の機会を整備します。

・特別支援教育コーディネーターの配置、研修

特別支援教育コーディネーターを配置し、校内委員会の設置等、特別支援教育の体制を充実させます。また、各学校において特別支援教育推進の中心となる教員の研修を実施します。

・特別支援教育研究会の設置

小・中学校の特別支援学級担任による研究会を組織し、特別支援教育の充実を図ります。

■教育環境等の整備充実

学校施設において、障がいのある子どもが不利益を受けないよう、学習環境の整備、改善に努めます。

・小・中学校における身体障がい児対応の施設改良

小・中学校における身体障がい児の就学が無理なくできるよう、スロープや手すりの設置、障がい者用トイレの整備等、施設の改修によるバリアフリー化を推進します。

・特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給します。

育つ」環境づくりを進めることが重要です。そのため、教職員自らが障がいについての正しい理解と認識を深めるとともに、児童生徒に対しても障がい者理解についての教育、指導ができるよう、研修・研究の機会を整備します。

・特別支援教育コーディネーターの配置、研修

特別支援教育コーディネーターを配置し、校内委員会の設置等、特別支援教育の体制を充実させます。また、各学校において特別支援教育推進の中心となる教員の研修を実施します。

・特別支援教育研究会の設置

小・中学校の特別支援学級担任による研究会を組織し、特別支援教育の充実を図ります。

■教育環境等の整備充実

学校施設において、障がいのある子どもが不利益を受けないよう、学習環境の整備、改善に努めます。

・小・中学校における身体障がい児対応の施設改良

小・中学校における身体障がい児の就学が無理なくできるよう、スロープや手すりの設置、障がい者用トイレの整備等、施設の改修によるバリアフリー化を推進します。

・特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給します。

第2部 障がい者福祉計画 第3章 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第3章 障がい者理解と権利擁護</p> <p>事業推進の考え方</p> <p>障がいのある人とない人とがお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、すべての市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。障がい者の社会参加が進んできたことなどによって、日常的な交流を通じた理解が広がってきてはいるものの、精神障がい、知的障がい、発達障がい、難病等、目に見えない障がいに対しては、その特性や必要な配慮等について、まだまだ理解が得られていないのが現状です。</p> <p>今後においては、これらの障がいを含むすべての障がいに対して、地域をはじめ、家庭、学校、職場等の様々な場で、学習や障がい者との交流等を通じ、障がいや障がい者についての理解を深める取り組みとともに、障がい者へのちょっとした配慮や手助けができるよう普及・啓発に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、障がい者理解に向けた取り組みと一体のものとして、権利擁護に対する取り組みを推進します。</p>	<p>第3章 思いやりとやさしさのハートフルタウン</p> <p>～ 障がい者理解と権利擁護 ～</p> <p>事業推進の考え方</p> <p>障がいのある人とない人とがお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、すべての市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。障がい者の社会参加が進んできたことなどによって、日常的な交流を通じた理解が広がってきてはいるものの、精神障がい、知的障がい、発達障がい、難病等、目に見えない障がいに対しては、その特性や必要な配慮等について、まだまだ理解が得られていないのが現状です。</p> <p>今後においては、これらの障がいを含むすべての障がいに対して、地域をはじめ、家庭、学校、職場等の様々な場で、学習や障がい者との交流等を通じ、障がいや障がい者についての理解を深める取り組みとともに、共生・共助の意識の醸成に向け、積極的、継続的な啓発活動に取り組んでいきます。</p> <p>また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、障がい者理解に向けた取り組みと一体のものとして、権利擁護に対する取り組みを推進します。</p>
<p>1 交流・啓発による障がい者理解</p>	<p>1 交流・啓発による障がい者理解</p>
<p>共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障がい者週間」等のイベントや様々な機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進します。</p> <p>さらに、障がい者に対してきめ細かな支援を行うため、地域で主体的に行われている様々なボランティア活動や当事者活動など、市民自らができ</p>	<p>共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障がい者週間」等のイベントや様々な機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進します。</p> <p>さらに、障がい者に対してきめ細かな支援を行うため、地域で主体的に行われている様々なボランティア活動や当事者活動など、市民自らができることとし</p>

■障がい者虐待防止センターの設置

障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、市民や企業等への啓発に努めます。

虐待に関する相談や通報などの情報提供があった場合には、市と関係機関が連携して個別支援会議等でケース検討を行い、**養護者の支援も含めた虐待に対する早期対応、早期解決**を図ります。

■相談窓口の充実と周知

障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

また、障がい者が、医療、教育、就労など暮らしに関する様々な不安について、**安心感を得られるよう、相談窓口や相談の方法について周知**に努めます。

■虐待等の防止対策の取り組み

障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、市民や企業等への啓発に努めます。

また、虐待に関する情報提供があった場合には、市と関係機関が連携した個別支援会議を中心にケース検討を行い、早期対応を図ります。

■相談窓口の充実

障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

第2部 障がい者福祉計画 第4章 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4章 障がい者の社会参加と就労支援</p> <p>事業推進の考え方</p> <p>障がい者一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、生き生きとした生活を送るために、それぞれの障がい特性に応じた、スポーツ・文化・レクリエーション活動への参加機会の拡充等が必要です。</p> <p>また、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の生活の質（QOL）を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も期待できることから、今後も引き続き、障がい者がこれらの活動に気軽に参加できる場・機会を設けるよう努めます。</p> <p>障がい者にとっての就労は、より自立した生活をめざすということだけでなく、社会参加、自己実現、さらには社会に貢献するという観点からも重要です。</p> <p>そのため、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができ、また就労を継続できるよう、就労の場の確保をすすめるとともに、雇用者に対する障がい者理解への取り組み等、就労に関わる環境整備に努めます。</p>	<p>第4章 生きがいにあふれるハートフルタウン</p> <p>～ 障がい者の社会参加と就労支援 ～</p> <p>事業推進の考え方</p> <p>障がい者一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、生き生きとした生活を送るために、それぞれの障がい特性に応じた、スポーツ・文化・レクリエーション活動への参加機会の拡充等が必要です。</p> <p>また、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の生活の質（QOL）を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も期待できることから、今後も引き続き、障がい者がこれらの活動に気軽に参加できる場・機会を設けるよう努めます。</p> <p>障がい者にとっての就労は、より自立した生活をめざすということだけでなく、社会参加、自己実現、さらには社会に貢献するという観点からも重要です。</p> <p>そのため、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができ、また就労を継続できるよう、就労の場の確保とともに、雇用者に対する障がい者理解への取り組み等、就労に関わる環境整備に努めます。</p>
<p>1 社会参加への支援</p>	<p>1 社会参加への支援</p>
<p>文化活動やスポーツ活動によって障がいのある人とない人との交流を推進する一方で、これらの活動によって自己の能力を磨き、達成感を感じるといった経験ができる社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や</p>	<p>文化活動やスポーツ活動によって障がいのある人とない人との交流を推進する一方で、これらの活動によって自己の能力を磨き、達成感を感じるといった経験ができるよう、社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や</p>

